第7編

原子力災害対策編

目次

第1章 基本	x的な考え方等	353
第1節	基本的な考え方	353
第2節	計画の性格	353
第3節	本編の周知徹底	353
第4節	計画においてよるべき指針	354
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	354
第6節	防災関係機関の業務の大綱	354
第2章 原子	产力災害予防計画	355
第1節	情報の収集・連絡体制等の整備	355
第2節	応急体制の整備	355
第3節	住民の屋内退避、一時移転等に係る	
	体制の整備	355
第4節	医療体制及び健康相談体制の整備	356
第5節	住民等への的確な情報伝達	356
第6節	原子力防災等に関する住民等への知識	
	の普及、啓発	356
第7節	防災訓練の実施	357
第8節	民間企業等との連携	357
第3章 原子	子力災害応急対策計画	359
第1節	基本方針	359
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制	
	及び通信の確保	359
第3節	活動体制の確立	360
第4節	住民等への的確な情報伝達活動	361
第5節	屋内退避、一時移転等の防護活動	365
第6節	緊急時モニタリングの実施	365
第7節	医療及び健康相談の実施	366
第8節	飲料水、飲食物の摂取制限等	366
第9節	広域一時滞在の受入れ	366
第4章 原子	子力災害復旧・復興対策計画	367
第1節	環境放射線のモニタリングの継続と	
	結果の公表	367
第2節	風評被害等の影響軽減	367
第3節	住民健康相談	367
第4節	放射性物質による汚染の除去等	367

節	款	項目	担当	頁
	第1章	基本的な考え方等		
1 基本的な考え方			危機管理課	
2 計画の性格	1 町に係る原子力災害対策			
	の基本となる計画			353
3 本編の周知徹底	2 本編の見直し			
3 本編の周知徹底 4 計画においてよる				
べき指針				
5 計画の基礎とする				054
べき災害の想定				354
6 防災関係機関の業				
務の大綱	****			
		[子力災害予防計画		
1 情報の収集・連絡体	1 情報の収集・連絡体制の		危機管理課、地域	
制等の整備	整備		政策課、健康保険 課	
2 応急体制の整備	2情報の分析整理1モニタリング体制等		一	
2 心心体的少量调	2 人材及び防災資機材の確			355
	保等に係る連携			
3 住民の屋内退避、一	1 屋内退避、一時移転等に			
時移転等に係る体制	係る体制の構築			
の整備	2 屋内退避、一時移転等に			
	係る避難所の確保・整備			
4 医療体制及び健康 相談体制の整備				
5 住民等への的確な				356
情報伝達				000
6 原子力防災等に関				
する住民等への知識				
の普及、啓発				
7 防災訓練の実施				
8 民間企業等との連携				357
175				
1 基本方針		7.火音心心对水可凹	危機管理課	1
1 基本方針 2 情報の収集・連絡、	1 警戒事態等が発生した場		危機官垤咪	
緊急連絡体制及び通	合の連絡体制			0.50
信の確保	2 施設敷地緊急事態又は全			359
	面緊急事態が発生した場合			
	の連絡体制			
	3 施設敷地緊急事態又は全			
	面緊急事態発生後の応急対 策活動等に係る情報連絡及			
	び収集			
	4 一般回線が使用できない			
	場合の対処			
	5 放射性物質又は放射線の			360
	影響の早期把握のための活			
3 活動体制の確立	動 エの活動な制画			
3 活動体制の確立 	1 町の活動体制画 2 職員の参集及び動員			
	3 災害警戒本部及び災害対			
	策本部の廃止時期			
4 住民等への的確な	1 住民等への情報提供活動	1 住民等への広報	危機管理課、地域	
情報伝達活動		2 情報提供の方法等	政策課	361
		3 情報提供の内容		
		4 実施方法		<u> </u>
		5 広報内容及び災害時における要配 慮者への配慮		362
	2 情報連絡系統	心では、マン自己心思	-	363
5 屋内退避、一時移転	1 屋内退避、一時移転等の		 危機管理課、福祉	555
等の防護活動	指示等		課	0.05
	2 屋内退避の実施			365
	3 指定避難所の開設及び運			

	営				
	4 要配慮者等への配慮				
6 緊急時モニタリン		危機管理課、健康			
グの実施		保険課			
7 医療及び健康相談					
の実施					
8 飲料水、飲食物の摂			366		
取制限等			300		
9 広域一時滞在の受		危機管理課			
入れ					
	第4章 原子力災害復旧・復興対策計画				
1 環境放射線のモニ		危機管理課、地域			
タリングの継続と結		政策課、農業政策			
果の公表		課			
2 風評被害等の影響			367		
軽減			307		
3 住民健康相談		危機管理課、健康			
4 放射性物質による		保険課、農業政策			
汚染の除去等		課			

第1章 基本的な考え方等

第1節 基本的な考え方

本町には、「原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)(以下「原災法」という。)」に規定される原子力事業所の立地はない。また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の川内原子力発電所についても、町境まで直線距離で約120キロメートルの距離がある。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Prcautionary Action Zone) が概ね半径 5 キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Planning Zone) については、概ね30キロメートルを目安とすることとされている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、安全神話にとらわれることなく、本県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

第2節 計画の性格

第1款 町に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策指針を踏まえて作成したものである。

第2款 本編の見直し

今後の原子力災害対策指針の改定内容や科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、 その他の状況の変化も踏まえ、本編についても必要に応じて検討を加え、修正を行うこととする。

第3節 本編の周知徹底

本編は、本町の原子力災害対策に係る基本的事項を定めるものであり、町は、県、関係行政機関、 関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知を図るものとする。

また、各関係機関は、これに基づき必要応じてより詳細な実施要領等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

- 第1章 基本的な考え方等
- 第4節 本編の根拠となる指針/第5節 計画の基礎とするべき災害の想定/
- 第6節 防災関係機関の業務の大綱

第4節 本編の根拠となる指針

本編の作成又は修正に際して、原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本町に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から本町に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本編は、同発電所で次に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、本町から距離が約220キロメートルの九州電力(株)玄海原子力発電所、約170キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても、本計画に沿って対応するものとする。

- 1 警戒事態又はこれに準ずる現象 (予め県と九州電力 (株) において定める事象をいう。以下同じ) の発生について県からの連絡又は九州電力 (株) からの報告を受けたとき
- 2 施設敷地緊急事態が発生したとき
- 3 全面緊急事態が発生したとき

第6節 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編総則」による。

第2章 原子力災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県、その他の防災関係機関との原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡体制を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
 - 町、県その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。特に、町は、 県との連携を密にし、原子力災害発災時の連絡方法や体制の確認を行うものとする。
- 2 情報の分析整理
- (1) 人材の育成・確保

町は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、県等が行う原子力防災に関する研修会に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

- (2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積 町は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。
- (3) 災害対策上必要とされる資料

町は、県と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

第2節 応急体制の整備

町は、原子力災害発生時の応急対策活動を効率的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備するものとする。

1 モニタリング体制等

町は、県が実施する放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の協力を行うための体制を整備する。

2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、原子力防災活動に必要な人員及び原子力防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県や関係機関と相互の連携を図るものとする。

第3節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

第1款 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

町は、防災関係機関と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難(以下「一時移転等」という。)に係る体制の構築に努めるものとする。(避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活

第2章 原子力災害予防計画

- 第3節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備/第4節 医療体制及び健康相談体制の整備/
- 第5節 住民等への的確な情報伝達/第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるために実施するものである。

第2款 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

町は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所(以下本編において「避難所」という。)として指定するよう努めるものとする。

第4節 医療体制及び健康相談体制の整備

町は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第5節 住民等への的確な情報伝達

町は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況 に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。また、テレビ、ラジオのほか、インタ ーネット、メール等の多種媒体の活用に努める。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、必要に応じて県より助言を受けることとする。

さらに町は、県と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できる体制 の構築に努める。

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実 に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検 討するものとする。

第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

町は、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。また、町はこれらの活動を行う場合に、県より必要な助言等を受ける。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避及び一時移転等に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること

第7節 防災訓練の実施

町は、屋内退避、一時移転等や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防 災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や県が実施する原子力防災訓練に参加するものとする。

第8節 民間企業等との連携

町は、平時から民間企業等が持つ能力・技術の情報取集に努め、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その連携のあり方について検討するものとする。

第2章 原子力災害予防計画 第7節 防災訓練の実施/第8節 民間企業等との連携

調整用空白ページ

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合 の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認めら れるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県と九州電力(株)は平成25年7月16日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する 覚書」(以下「覚書」という。)を締結しており、これに定められた「非常時」又は「異常時」の各事 態区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、県に対してあらかじめ定め た方法により、情報連絡が行われることとなっている。

原子力災害対策指針においては、事態区分を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3 つに区分しているところであるが、本覚書における「非常時」は、同指針における施設敷地緊急事態 又は全面緊急事態と同義であり、「異常時」は、同指針における警戒事態を包含している。

原子力災害対策指針においては、上記の3つの事態区分ごとに、原子力災害対策重点区域内の対処をあらかじめ決定しており、国の防災基本計画も同様の整理がなされていることから、本編における事態区分はこれらの区分によることとする。

第1款 警戒事態等(「覚書」に基づく「異常時」の事象)が 発生した場合の連絡体制

- 1 九州電力(株)は、速やかに、県に対して事象の概要を記した文書をFAXで送付するものとし、 併せて電話による連絡も行う。
- 2 県は、九州電力(株)から連絡を受けた事項について、町及び関係機関に直ちにFAXで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。
- 3 町は、県から情報の通報・連絡を受けた場合は、関係機関等に連絡するとともに、連携して迅速 かつ的確な情報収集及び伝達を行うものとする。

第2款 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態(「覚書」に基づく「非常時」の事象)が 発生した場合の連絡体制

- 1 九州電力(株)の原子力防災管理者は、直ちに、県に対し事象の概要を記載した文書をFAX等で送付するものとする。さらに九州電力(株)は、県に対して、電話によりFAX等の着信及び記載内容を確認するものとする。
- 2 県は、九州電力(株)から通報・連絡を受けた事項について、町及び関係機関に直ちにFAXで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。
- 3 町は、県から情報の通報・連絡を受けた場合は、関係機関等に連絡するとともに、連携して迅速 かつ的確な情報収集及び伝達を行うものとする。

第3款 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る 情報連絡及び収集

- 1 九州電力(株)から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合
- (1) 九州電力(株)は、原子力規制委員会等のほか、県に対しても、施設の状況、九州電力(株)の応急対策活動の状況、被害の状況等を記載した文書をFAX等で連絡するものとする。
- (2) 県は、九州電力(株)から連絡を受けた事項について、直ちに町及び関係機関に連絡するものとする。
- 2 県は、国及び隣接県に対して情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、 県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の 収集を行うとともに、立地県等から原子力発電所事故等の情報伝達を受けた場合は、速やかに市町 村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行い、相互の連携を密にし、 対応に備えるものとする。

また、県は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行うものとする。

3 町は、県から所要の情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。また、関係機関との間においては、県から通報・連絡があった事項及び自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど連絡を密にするとともに、各種被害情報等の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第4款 一般回線が使用できない場合の対処

町は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第5款 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県は、国による緊急時モニタリングが開始された場合は、その情報収集に努める

第3節 活動体制の確立

町は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて次の体制をとるものとする。

- 1 町の活動体制
 - 原子力災害時の町の活動体制については、「第2編 共通災害編 第2章 第2節等 活動体制の確立」による。
- 2 職員の参集及び動員
 - 原子力災害時の職員の参集及び動員については、「第2編 共通災害編 第2章 第2節 動員配備 計画」による。
- 3 災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期

災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期は、「第2編共通災害編 第2章 第1節 活動体制の確立」によるほか、次のとおり。

(1) 災害警戒本部

原子力災害の影響が本町の地域におよぶおそれがないと、本部長が認めたとき

- (2) 災害対策本部
 - ア 原子力緊急事態解除宣言(原災法第15条第4項で規定するものをいう。以下同じ。)が行われた場合など、原子力災害の影響が本町の地域に及ぶおそれがないと、本部長が認めたときイ 本部長が、おおむね緊急事態応急対策(原災法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)を終了したと認めるとき

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

町は、大規模な原子力災害が発生した場合に住民等の危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等の有効活用、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、県等から、災害に関する情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、住民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

第1款 住民等への情報提供活動

1 住民等への広報

町は、放射線物質及び放射線による影響は五感で感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、県及び防災機関等との連携を図り、あらゆる手段を用いて住民等に対する情報提供活動を迅速かつ的確に行うものとする。

- 2 情報提供の方法等
- (1) 町防災行政無線
- (2) 広報車等による現場広報
- (3) その他実情に即した方法(FAX、町ホームページ等)
- 3 情報提供の内容
- (1) 事故・災害等の概況 (緊急時モニタリング結果を含む)
- (2) 災害応急対策の実施状況
- (3) 避難住民等を受け入れる場合、避難住民等の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ
- (4) 不安解消のための住民等に対する呼びかけ
- 4 実施方法

住民等への情報提供に当たっては、次のことに配慮する。

- (1) 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧な表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- (2) 利用可能な様々な情報提供手段を活用し、継続的に広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- (3) 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供にあたっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- (4) 各防災関係機関と相互に連携し、情報の一元化に努める。

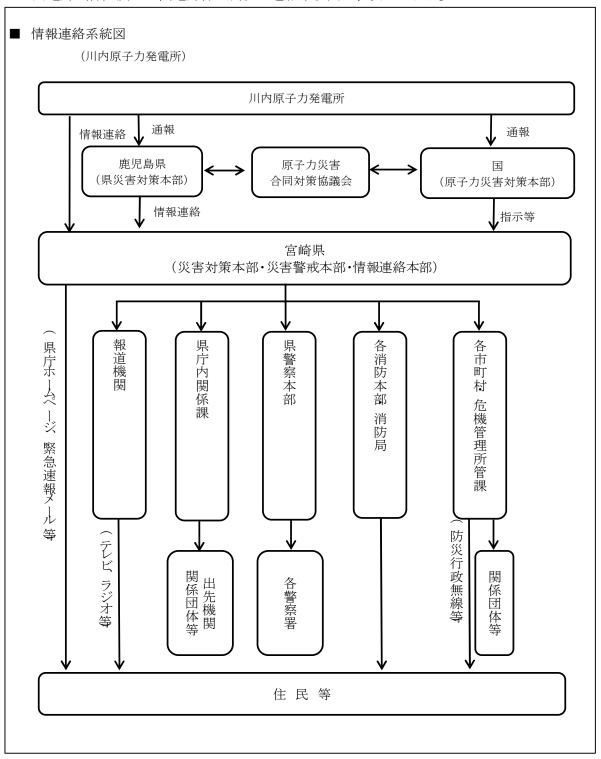
第3章 原子力災害応急対策計画 第4節 住民等への的確な情報伝達活動

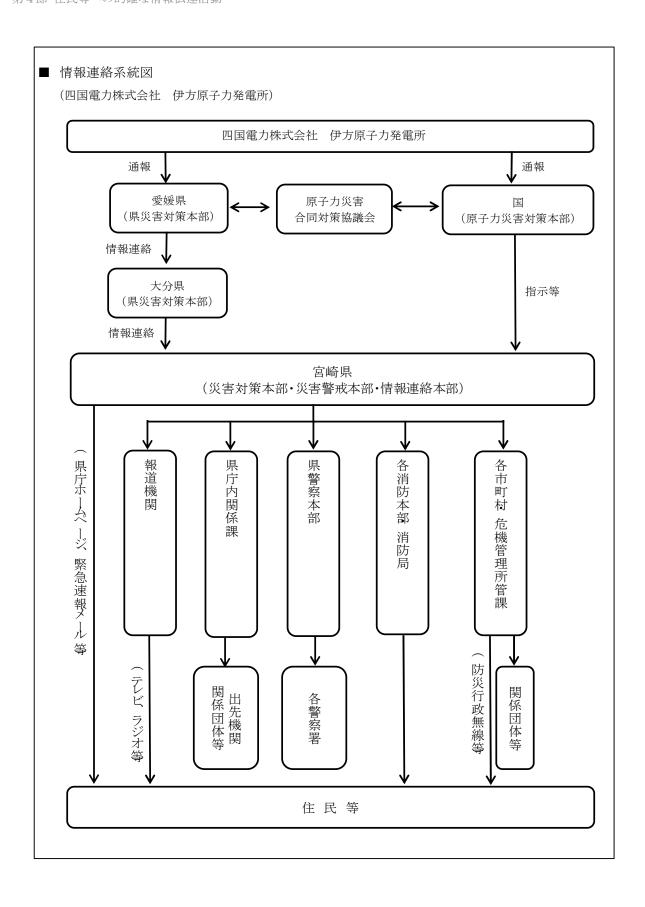
5 広報内容及び災害時における要配慮者への配慮

町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、町等が講じている施策に関する情報、交通規制など、住民等に情報を提供する。その際、自主防災組織、町内会、民生・児童委員等と協力・連携し、要配慮者に配慮する。

第2款 情報連絡系統

九州電力(株)及び四国電力株式会社の連絡系統図は、次のとおり。





第5節 屋内退避、一時移転等の防護活動

町は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

第1款 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から 30 k mを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、町は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

県は、原災法第20条第2項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から屋内退避又は一時移転等の指示があった場合には、県は関係市町村に対して、これらを伝達するとともに、市町村の区域を越えた一時移転等が必要となる場合については、避難者の受入れについて、関係市町村等と協議・調整を行うものとする。

町は、指示の伝達を受けて、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行うものとする。

第2款 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。町は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。

第3款 指定避難所の開設及び運営

町は、屋内退避、一時移転等に備えて、必要に応じて指定避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

第4款 要配慮者等への配慮

町は、指定避難所を開設した場合、指定避難所への誘導、指定避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮するものとする。

第6節 緊急時モニタリングの実施

町は、県を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、町が行う各種防護対策に必要な緊急時 モニタリング情報の迅速かつ的確な把握に努めるものとする。 第3章 原子力災害応急対策計画

第6節 緊急時モニタリングの実施/第7節 医療及び健康相談の実施/

第8節 飲料水、飲食物の摂取制限等/第9節 広域一時滞在の受入れ

第7節 医療及び健康相談の実施

県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、救護所等でのサーベイメータ等を用いた放射線物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染等を実施する。

また、町は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第8節 飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、国からの要請等により、飲食物に係る放射性物質による汚染状況を調査するとともに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生上の基準値を踏まえた国の指導、助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を関係事業者等に要請する。

町は、国の指導・助言、指示、若しくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等必要な措置を講じる。

第9節 広域一時滞在の受入れ

県は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、国、鹿児島県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、受け入れ可能な施設の調査や、受け入れに係る調整等を関係機関と連携して行う。

町は県の受け入れ可能な施設の調査と受け入れに係る調整等について協力する。

第4章 原子力災害復旧・復興計画

第1節 環境放射線のモニタリングの継続と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言が行われた際は、国の指示や助言を踏まえて平時のモニタリング体制に移行し、その結果を県ホームページ等で公表する。

また、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて応急対策として実施された立入制限、交通規制、 飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の各種制限処置の解除を関係機関に指 示するとともに、実施状況を把握する。

第2節 風評被害等の影響軽減

町は、国、県及び関連機関と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な 流通が確保されるよう広報活動等を行う。

また、ホームページへの掲載やイベントの開催等を通じた広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するにあたっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国内外における「根拠のない噂や 憶測などで発生する経済的被害(いわゆる風評被害)」の影響に留意する。

第3節 住民健康相談

町は、県及び医療機関等の協力を得て、被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った 住民や避難者の受け入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第4節 放射性物質による汚染の除去等

県は、国等と協議・調整し、県内において放射性物質の除染が必要と認められた場合は、関係機関と連携して除染作業に必要な調整を図る。

また、国の主導のもと、国、県、その他市町村及び原子力事業者と連携して、原子力災害に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理に協力する。

第4章 原子力災害復旧·復興対策計画

第1節 環境放射線のモニタリングの継続と結果の公表/第2節 風評被害等の影響軽減/

第3節 住民健康相談/第4節 放射性物質による汚染の除去等

調整用空白ページ